

農地法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）</p> <p>第一条 農地法（以下「法」という。）第二条第三項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 その法人と共同して作成し、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第二項に規定する食品生産製造等提携事業を実施する同項に規定する食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等</p> <p>二 その法人と共同して作成し、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を実施する同項に規定する中小企業者</p> <p>三 その法人と共同して作成し、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業を実施する同項に規定するバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等</p> <p>四 その法人と共同して作成し、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第四条第一項の認定を受けた計</p>	

画に従つて同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業を実施する
同条第四項に規定する製造事業者又は同条第六項に規定する促進事業
者

(農業生産法人の構成員となり得る者)

第二条 法第二条第三項第二号チの政令で定めるものは、次に掲げる者と
する。

一 三 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続)

第三条 法第三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定
めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業
委員会に提出しなければならない。ただし、同項本文に掲げる権利を取
得する者(次条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く
。)がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地につ
いて権利を取得する場合及び第五条各号に掲げる場合には、農業委員会
を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

2 4 (略)

(住所所在地の市町村外にある農地又は採草放牧地の権利取得につき都
道府県知事の許可を要しない者となり得る者)

第四条 法第三条第一項の政令で定める者は、農業協同組合法(昭和二十
二年法律第百三十二号)第十条第二項の委託を受けることによりその権
利を取得しようとする同項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業

(農業生産法人の構成員となり得る者)

第一条 農地法(以下「法」という。)第二条第七項第二号トの政令で定
めるものは、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続)

第一条の二 法第三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令
で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を
農業委員会に提出しなければならない。ただし、同項本文に掲げる権利
を取得する者(次条に規定する農業協同組合を除く。)がその住所のあ
る市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する
場合及び第一条の四各号に掲げる場合には、農業委員会を経由して、都
道府県知事に提出するものとする。

2 4 (略)

(住所所在地の市町村外にある農地又は採草放牧地の権利取得につき都
道府県知事の許可を要しない者となり得る者)

第一条の三 法第三条第一項の政令で定める者は、農業協同組合法(昭和
二十二年法律第百三十二号)第十条第二項の委託を受けることによりそ
の権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う農業協同組合とす

協同組合連合会並びに同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において使用貸借による権利又は賃借権を取得しようとする農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

（農地又は採草放牧地の権利取得につき都道府県知事の許可を要する場合）

第五条 法第三条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 その権利を取得しようとする者が農業生産法人及び法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする法人以外の法人（前条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）である場合

〔削る。〕

（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）

第六条 法第三条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

- 一 その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - イ その権利を取得しようとする者が法人であつて、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がそ

る。

（農地又は採草放牧地の権利取得につき都道府県知事の許可を要する場合）

第一条の四 法第三条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 その権利を取得しようとする者が農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第四項に規定する特定法人以外の法人（前条に規定する農業協同組合を除く。）である場合

第一条の五 削除

（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）

の法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。

ロ 地方公共団体（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。

ハ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

ニ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

二 耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原（第三者に対抗することができないものに限る。ロにおいて同じ。）に基づいてその事業に供している農地又は採草放牧地につき当該事業を行う者及びその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合において、許可の申請の時ににおけるその者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、イ及びロに該当すること。

イ 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となつた場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

2| 法第三条第二項第二号及び第四号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

〔削る。〕

〔削る。〕

一〇三 (略)

〔削る。〕

〔削る。〕

第一条の六 法第三条第二項第二号の二及び第四号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

一 その権利を取得しようとする者が法人であつて、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。

二 地方公共団体（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。

三〇四の二 (略)

五 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

六 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供

四 (略)

五 前項第一号イからニまでに掲げる事由

3 法第三条第二項第五号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧
地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地
又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作
又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。

四 (略)

〔削る。〕

(農地を転用するための許可手続)

第七条 (略)

2 前項本文の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。

3 (略)

(農林水産大臣の許可を要しない四ヘクタールを超える農地の転用)

第八条 (略)

すると認められること。

七 (略)

2 法第三条第二項第五号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧
地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地
又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を所有権に
基づいて現に耕作又は養畜の事業に供している者が所有権を取得する
こと。

四 (略)

3 法第三条第二項第八号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事由と
する。

(農地を転用するための許可手続)

第一条の七 (略)

2 前項本文の場合には、第一条の二第二項から第四項までの規定を準用
する。

3 (略)

(農林水産大臣の許可を要しない四ヘクタールを超える農地の転用)

第一条の八 (略)

(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出)

第九条 法第四条第一項第七号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(農地の転用の不許可の例外)

第十条 法第四条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第四条第二項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ ㄱホ (略)

へ 第八条第一項各号に掲げる法律の定めるところに従って行われる場合で同条第二項各号のいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。）に従って行われる場合で農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

2 (略)

(良好な営農条件を備えている農地)

(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出)

第一条の九 法第四条第一項第五号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(農地の転用の不許可の例外)

第一条の十 法第四条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第四条第二項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ ㄱホ (略)

へ 第一条の八第一項各号に掲げる法律の定めるところに従って行われる場合で同条第二項各号のいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。）に従って行われる場合で農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

2 (略)

(良好な営農条件を備えている農地)

第十一条 法第四条第二項第一号口の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。

一 おおむね十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

二・三 (略)

第十二条 (略)

(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地)

第十三条 法第四条第二項第一号口(1)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。

一・二 (略)

三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る区域

第十四条 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可手続)

第十五条 法第五条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する者が同一の事業の目的

第一条の十一 法第四条第二項第一号口の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。

一 おおむね二十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

二・三 (略)

第一条の十二 (略)

(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地)

第一条の十三 法第四条第二項第一号口(1)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。

一・二 (略)

三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(以下単に「土地区画整理事業」という。)又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る区域

第一条の十四 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可手続)

第一条の十五 法第五条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する者が同一の事業の

に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（第八条第一項各号に掲げる法律の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で次条に規定する要件に該当するものを除く。）には、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

2 前項本文の場合には第三条第二項から第四項までの規定を、前項ただし書の場合には第七条第三項の規定を準用する。

（農林水産大臣の許可を要しない四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動）

第十六条 法第五条第一項の政令で定める要件は、法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第八条第二項各号のいずれかに該当することとする。

（市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出）

第十七条 法第五条第一項第六号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 (略)

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外）

第十八条 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ

目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（第一条の八第一項各号に掲げる法律の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で次条に規定する要件に該当するものを除く。）には、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

2 前項本文の場合には第一条の二第二項から第四項までの規定を、前項ただし書の場合には第一条の七第三項の規定を準用する。

（農林水産大臣の許可を要しない四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動）

第一条の十六 法第五条第一項の政令で定める要件は、法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第一条の八第二項各号のいずれかに該当することとする。

（市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出）

第一条の十七 法第五条第一項第三号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 (略)

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外）

第一条の十八 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に

、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第十条第一項第二号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ 申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号イに掲げる施設の用に供するために行われるものであること。

ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

二 (略)

ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

2 法第五条第二項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第十条第一項
第二号へ又は前項第二号イ、ロ若しくはホのいずれかに該当することと
する。

(良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地)

第十九条 法第五条第二項第一号ロの良好な営農条件を備えている農地又

応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第一条の十第一項第二号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ 申請に係る農地又は採草放牧地を第一条の十第一項第二号イに掲げる施設の用に供するために行われるものであること。

ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を第一条の十第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を第一条の十第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

二 (略)

ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第一条の十第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

2 法第五条第二項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第一条の十第一
項第二号へ又は前項第二号イ、ロ若しくはホのいずれかに該当すること
とする。

(良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地)

第一条の十九 法第五条第二項第一号ロの良好な営農条件を備えている農

は採草放牧地として政令で定めるものは、次に掲げる農地又は採草放牧地とする。

一 おおむね十ヘクタール以上の規模の一団の農地又は採草放牧地の区域内にある農地又は採草放牧地

二・三 (略)

第二十条 (略)

(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地)

第二十一条 法第五条第二項第一号ロ(1)の政令で定めるものは、第十三条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地)

第二十二条 法第五条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、第十四条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

〔削る。〕

〔削る。〕

地又は採草放牧地として政令で定めるものは、次に掲げる農地又は採草放牧地とする。

一 おおむね二十ヘクタール以上の規模の一団の農地又は採草放牧地の区域内にある農地又は採草放牧地

二・三 (略)

第一条の二十 (略)

(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地)

第一条の二十一 法第五条第二項第一号ロ(1)の政令で定めるものは、第一条の十三各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地)

第一条の二十二 法第五条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、第一条の十四各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(耕作の事業の廃止前における農地の所有期間)

第一条の二十三 法第七条第一項第一号の政令で定める期間は、十年とする。

(所有制限の例外となる小作地の指定手続)

第一条の二十四 法第七条第一項第三号、第四号又は第六号の指定を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で

定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合には、第一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

(農地の対価の算定方法)

第二条 法第十一条第一項第三号の対価は、買収すべき農地の小作料の額に、当該農地の近傍の地域で自然的、社会的、経済的諸条件からみてその農業事情が当該農地に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農地(所有権に基づいて耕作の目的に供されているものに限る。)についての耕作の事業に供するための取引(農地を農地以外のものにするためその農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行なう取引その他特殊な事情の下において行なわれる取引を除く。以下「耕作目的での通常の取引」という。)において成立した価額の、当該取引の時に当該取引に係る農地について成立すると認められる小作料の額に対する割合のうちその最高ものをこえずかつその最低ものを下らない範囲内において、その割合の分布の状況等に照らし相当と認められる割合を乗じて算出するものとする。この場合において、買収すべき農地の上にある地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利についてはその価額があるときは、その価額を差し引き、その農地の上に竹木(その土地の所有者以外の者が所有するもの及び立木として別に買収されるものを除く。)があるときは、その竹木の価額を加え、その農地につき買収の期日においてその農地の占有者がその所有者に対し必要費の償還を請求することができる権利がある

〔削る。〕

ときは、その権利に係る必要費の額を差し引いて算出するものとする。

2 買収すべき農地が次に掲げる農地に該当する場合には、当該農地に係る法第十一条第一項第三号の対価の算出についての前項の規定の適用については、同項中「買収すべき農地の小作料の額」とあるのは、「その買収すべき農地の近傍類似の農地の小作料の額、その買収すべき農地の属する法第二十三条第一項の区分に係る小作料の標準額等からみてその買収すべき農地の小作料の額として相当と認められる額」とする。

一 小作料の定めがない農地

二 小作料の額がその農地の近傍類似の農地の小作料の額、その農地の属する法第二十三条第一項の区分に係る小作料の標準額等からみて相当でない¹と認められる農地

三 樹園地で農林水産省令で定めるもの

四 小作料の額がその農地以外の土地又は工作物の地代又は借賃に相当する額を加えて定められている農地

3 都道府県知事は、一の農地につき、当該農地に係る第一項に規定する一定の区域内における農地についての耕作目的での通常の取引が著しく少ない場合その他特別の事情がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて、同項前段の算定方法に代わるべき算定方法を定めることができる¹。

4 前項の規定により定めた算定方法は、都道府県知事が公示することによつてその効力を生ずる。

(附帯施設の対価の算定方法)

第三条 法第十四条第二項において準用する法第十一条第一項第三号の対

価は、土地にあつては、その土地に係る地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）第三百四十一条に規定する土地課税台帳又は土地補充課
税台帳に登録されている価格（これらの台帳に価格が登録されていない
土地にあつては、これらの台帳に登録されている近傍類似の土地の価格
に相当する額とする。以下「固定資産税評価額」という。）とその土地
の近傍の農地に係る固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該近傍
の農地について前条の算定方法の例により算出される額に比準して算出
するものとする。この場合において、その土地の上にある地上権、永小
作権、入会権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利について
その価額があるときは、その価額を差し引き、その土地の上に竹木又は
工作物（その土地の所有者以外の者が所有する竹木又は工作物及び立木
又は工作物として別に買収される竹木又は工作物を除く。第六条第一項
で同様とする。）があるときは、その竹木又は工作物の価額を加えて算
出するものとする。

2 法第十四条第二項において準用する法第十一条第一項第三号の対価は、
立木にあつては次に掲げる算定方法により算出するものとし、工作物
にあつては附録第一の算式により算出するものとする。

一 用材用の竹木

伐期（地方の慣行による最低伐期をいう。以下同様とする。）に達
した竹木及び伐期に達しないが市場価格のある竹木にあつては、附録
第二の算式により算出される額に副産物の評価額を加えて算出するも
のとし、伐期に達しない竹木で市場価格のないものにあつては、附録
第三の算式により算出するものとする。

二 薪炭用の竹木

伐期に達した竹木にあつては、附録第二の算式により算出するものとし、伐期に達しない竹木にあつては、その竹木の伐期における推定市場価格にその現在林齢の伐期林齢に対する比率を乗じて算出するものとする。

三 果樹その他これに類するもの

(イ) 壮齢に達しているもの

残存効用年数に応じ、その期間の推定平均純益年額の農林水産省令で定める率による複利年金現価により算出するものとする。

(ロ) 壮齢に達しないもの

壮齢に達すべき年につき(イ)の算定方法の例により算出される額に、現在の育成価格の壮齢に達すべき年の推定育成価格に対する比率を乗じて算出するものとする。

(国が売り渡した農地等の対価の算定方法)

第三条の二 法第十五条第二項、第十五条の三第十項又は第十六条第二項において準用する法第十一条第一項第三号(法第十五条第二項、第十五条の三第十項又は第十六条第二項において準用する法第十四条第二項において準用する場合を含む。)の対価は、農地にあつては第二条の算定方法により、農地以外の土地にあつては前条第一項の算定方法により、立木及び工作物にあつては同条第二項の算定方法により、それぞれ算出するものとする。

(報告を要しない農地又は採草放牧地)

第三条の三 法第十五条の二第一項の政令で定めるものは、次のとおりと

〔削る。〕

(報告を要しない農地又は採草放牧地)

第二十三条 法第六条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一・二 (略)

(買収しない農地又は採草放牧地)

第二十四条 法第七条第一項ただし書の政令で定める土地は、前条各号に掲げる土地とする。

(農地又は採草放牧地の対価の算定方法)

第二十五条 法第九条第一項第三号の対価は、買収すべき農地又は採草放牧地の近傍の地域で自然的、社会的、経済的諸条件からみてその農業事情がその土地に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農地又は採草放牧地（所有権に基づいて耕作又は養畜の目的に供されているものに限る。以下この項において「近傍類似農地等」という。）について、耕作又は養畜の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするためその農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行う取引その他特殊な事情の下において行われる取引を除く。）の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該近傍類似農地等及び買収すべき農地又は採草放牧地に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考にして、算出するものとする。

一 位置

二 形状

三 環境

する。

一・二 (略)

(買収しない農地又は採草放牧地)

第三条の四 法第十五条の三第一項ただし書の政令で定める土地は、前条各号に掲げる土地とする。

四 収益性

五 前各号に掲げるもののほか、一般の取引における価格形成上の諸要素

2 前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算出するものとする。

一 借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその土地の価格

二 買収すべき農地又は採草放牧地の所有者がその土地の取得及び改良又は保全のため支出した金額

三 その土地についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。次条において同じ。）その他の課税の場合の評価額

（附帯施設の対価の算定方法）

第二十六条 法第十二条第二項において準用する法第九条第一項第三号の対価は、土地にあつてはその土地に係る固定資産税評価額とその土地の近傍の農地に係る固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該近傍の農地について前条の算定方法の例により算出される額に比準して算出するものとし、立木、工作物又は水の使用に関する権利にあつては同条の規定の例により算出するものとする。

（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可手続）

第二十七条 法第十八条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省

（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可手続）

第三条の五 法第二十条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省

令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。

(和解の仲介の手續等)

第二十八条 仲介委員は、法第二十五条第一項の規定による和解の仲介を行う場合には、期日及び場所を定めて、申立人及び相手方の出頭を求めるものとする。

2 (略)

第二十九条 法第二十五条第一項の規定による和解の仲介による和解の結果について利害関係を有する者は、仲介委員の許可を受けて、仲介手續に参加することができる。

第三十条 法第二十五条第一項の規定による和解の仲介により当事者間に和解が成立したときは、仲介委員及び当事者双方（前条の許可を受けて仲介手續に参加した者のうち当該和解の結果を容認した者を含む。）は、仲介委員がその内容を記載した調書に署名又は記名押印をするものとする。

2 仲介委員は、法第二十五条第一項の規定による和解の仲介により当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合には、第一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

(和解の仲介の手續等)

第三条の六 仲介委員は、法第四十三条の二第一項の規定による和解の仲介を行う場合には、期日及び場所を定めて、申立人及び相手方の出頭を求めるものとする。

2 (略)

第三条の七 法第四十三条の二第一項の規定による和解の仲介による和解の結果について利害関係を有する者は、仲介委員の許可を受けて、仲介手續に参加することができる。

第三条の八 法第四十三条の二第一項の規定による和解の仲介により当事者間に和解が成立したときは、仲介委員及び当事者双方（前条の許可を受けて仲介手續に参加した者のうち当該和解の結果を容認した者を含む。）は、仲介委員がその内容を記載した調書に署名又は記名押印をするものとする。

2 仲介委員は、法第四十三条の二第一項の規定による和解の仲介により当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

第三十一条 法第二十五条第一項ただし書の規定による申出は、農業委員会がその紛争について和解の仲介をすることが困難又は不適當であると認められた理由を明らかにしてしなければならない。

第三十二条 第二十八条から第三十条までの規定は、法第二十八条の規定による和解の仲介について準用する。

第三十三条 都道府県知事は、法第二十八条の規定による和解の仲介により和解が成立したとき、及び前条において準用する第三十条第二項の規定により和解の仲介が打ち切られたときは、遅滞なく、その経過及び結果を関係農業委員会に通知しなければならない。

(措置命令の対象となる事由)

第三十四条 法第四十四条第一項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育
- 二 地割れ
- 三 土壌の汚染

(買収した土地等の貸付け)

第三十五条 法第四十五条第一項の土地のうち農地又は採草放牧地の貸付けについては、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の借受け後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草

第三條の九 法第四十三條の二第一項ただし書の規定による申出は、農業委員会がその紛争について和解の仲介をすることが困難又は不適當であると認められた理由を明らかにしてしなければならない。

第三條の十 第三條の六から第三條の八までの規定は、法第四十三條の五の規定による和解の仲介について準用する。

第三條の十一 都道府県知事は、法第四十三條の五の規定による和解の仲介により和解が成立したとき、及び前条において準用する第三條の八第二項の規定により和解の仲介が打ち切られたときは、遅滞なく、その経過及び結果を関係農業委員会に通知しなければならない。

放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体その他の農林水産省令で定める者に行うものとする。ただし、公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要がある農地又は採草放牧地を一時的に貸し付ける場合は、この限りでない。

2 法第十二条第一項の規定により前項の農地又は採草放牧地と併せて買収した附帯施設については、同項の農地又は採草放牧地を借り受ける者に併せて貸し付ける場合を除き、貸し付けることができない。

〔削る。〕

（買収する土地の条件）

第四条 法第四十四条第一項第一号に掲げる開発して農地とすることが適当な土地の同条第二項の政令で定める基準は、次の通りとする。但し、農林水産大臣が自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため特に必要があると認め、地区を指定して第二号から第五号までに掲げる事項につき別段の定を公示したときは、その事項についてはその定によるものとする。

一 気温

- (イ) 北海道その他の寒冷地帯で主畜農業を行うこととなる土地にあつては、月平均気温が十度以上である月が年間四箇月以上あること。
- (ロ) その他の土地にあつては、五月から九月までの月平均気温の平均が十三度以上であること。

二 傾斜

十五度以下であること。但し、農林水産省令で定める地域にあつては、その定める傾斜度であること。

三 土性

壤じよう土、埴壤しよくじよう土、砂壤じよう土、埴しよく土、八パーセント以上の粘土を含む砂土、中位泥炭土又は低位泥炭土であること。

四 土層

底岩又は盤層までの厚さが四十センチメートル以上であること。

五 礫れきの含有度

耕作の業務に支障を与えるおそれがある礫れきを一日で取り去るのに必要な労力が十アール当り三十人以下で足りること。

〔削る。〕

第五条 法第四十四条第一項第一号の採草放牧地又は薪炭林として利用する必要がある土地の同条第二項の政令で定める基準は、次の通りとする。

一 前条の基準に適合しないものであること。但し、同条の基準に適合する土地を利用しなければ第四号の面積に達しない場合は、この限りでない。

二 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその目的に利用することが可能なものであること。

三 その位置が農地となるべき土地に近接していること。

四 その面積が農業経営上の必要度及びその地方における採草放牧地又は薪炭林の利用状況からみて適正なものであること。

2 法第四十四条第一項第一号の防風林、道路、水路、ため池、宅地等と

〔削る。〕

して利用する必要がある土地の同条第二項の政令で定める基準は、次の通りとする。

- 一 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその目的に利用することが可能なものであること。
- 二 その面積が適正なものであること。
- 三 宅地として利用する土地にあつては、一戸当り一日二百五十リットル以上の水を飲用及び雑用に利用することが可能であること。

〔未墾地等の対価の算定方法〕

第六條 法第五十條第一項第四号（法第五十八條第二項及び第五十九條第五項において準用する場合を含む。）の対価は、農地以外の土地にあつては、第三條第一項の算定方法により算出するものとする。この場合において、その土地の上に地上権、永小作権、入会権、賃借権その他の権利でその消滅につき法第五十三條第一項（法第五十八條第二項及び第五十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定により補償金の交付を受けるべきものがあるときは、その補償金の額を差し引き、その土地の上に竹木又は工作物があるときは、その竹木又は工作物の価額を加えて算出するものとする。

2 法第五十條第一項第四号（法第五十五條第四項（法第五十八條第二項、第五十九條第五項及び第七十二條第四項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）第五十八條第二項及び第五十九條第五項において準用する場合を含む。）の対価は、農地にあつては第二條の算定方法により、立木及び工作物にあつては第三條第二項の算定方法により、それぞれ算出するものとする。

〔削る。〕

（買収により消滅する権利の補償金額の算定方法）

第七条 法第五十三条第一項（法第五十五条第四項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の補償金の額は、その権利の消滅によつて生じた損失のうち通常生ずべき損失に相当する額として算出するものとする。

（不用物件の買収の請求）

〔削る。〕

第七条の二 法第五十五条第三項（法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収の請求は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した買収請求書を都道府県知事に提出してしなければならない。

（不用物件の収去による損失の補償）

〔削る。〕

第七条の三 法第五十五条第五項（法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した補償金交付請求書を、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出しなければならない。

（公有水面の埋立をする権利の対価の算定方法）

〔削る。〕

第八条 公有水面の埋立をする権利の法第五十六条第三項で準用する法第五十条第一項第四号の対価は、その権利者が公有水面の埋立をする権利

の免許料として支払った額とその者が埋立工事のため支出した費用から
国又は公共団体の支出した補助金を差し引いた額とをそれぞれ時価に換
算し、これを合計して算出するものとする。

(権利の行使の停止による損失の補償)

第八条の二 法第五十七条第六項の規定により損失の補償を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した補償金交付請求書を、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出しなければならない。

(被使用者の買収の請求)

第八条の三 法第五十八条第一項の規定による買収の請求は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した買収請求書を都道府県知事に提出してしなければならない。

(土地配分計画)

第九条 法第六十二条第一項の土地配分計画は、国が建設工事を行う地区その他農林水産大臣が土地配分計画を作成することを必要と認めた地区の土地等については農林水産大臣が、その他の土地等については都道府県知事が作成する。

2 土地配分計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その地区に移住してその地区内の土地につき耕作の事業を行う者又はその地区に移住しないがその地区内の土地についてのみ耕作の事業を行う者に売り渡すべき土地については、売渡予定の各口ごとの用途

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

別の所在の場所及び予定売渡面積

二 前号に規定する者以外の者でその地区の近傍において現に耕作の事業を行うものに売り渡すべき土地については、用途別の所在の場所、予定売渡口数及び予定売渡面積

三 第一号に規定する者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者に売り渡すべき土地については、売渡予定の各口ごとの所在の場所及び予定売渡面積

四 法第六十四条但書の団体に売り渡すべき土地については、売渡予定の各口ごとの用途別の所在の場所及び予定売渡面積

五 売り渡すべき立木、工作物又は権利については、売渡予定の各口ごとに、立木にあつてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物にあつてはその種類及び所在の場所、権利にあつてはその内容

3 | 土地配分計画においては、土地の用途は、前項第二号の土地については薪炭林及び宅地以外に利用すべきものとして、同項第三号の土地については宅地として、同項第四号の土地については採草放牧地、薪炭林、防風林、道路、水路、ため池又はその他の共同利用地として定めなければならない。

第十條 法第六十二条第三項の政令で定める地区は、その地区の属する都道府県の区域以外の区域に居住する者でその地区に移住してその地区内の土地につき耕作の事業を行うものに売り渡すべき土地がある地区とする。

(未墾地等の売渡対価の算定方法)

〔削る。〕

〔削る。〕

第十一条 法第六十七条第一項第四号の対価は、売渡予約書の交付の時のその土地等の状況（竹木については、売渡しの時の状況）に応じ、第六条の算定方法により算出される額とする。

（一時使用の申込み）

〔削る。〕

第十二条 法第六十八条第一項の申込みは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申込書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申込書の提出があつた場合において法第六十八条第一項の認定をしようとするときは、その申込みをした者に対し、農林水産省令で定める事項を記載した貸付通知書を交付するものとする。

3 第一項の場合には、第一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「当該申請書に意見を付して、」とあるのは、「当該申込書を」と読み替えるものとする。

（代地の売渡対価の算定方法）

〔削る。〕

第十三条 法第六十九条第一項第四号の対価は、売渡の時のその土地の状況に応じ、第六条の算定方法により算出するものとする。

（売り渡した土地等の処分についての許可手続）

〔削る。〕

第十三条の二 法第七十三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。

い。ただし、同項本文に掲げる権利を取得する者が、同一の事業の用に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにすることを目的としてその農地についてこれらの権利を取得する場合（第一条の八第一項各号に掲げる法律の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で次条に規定する要件に該当するものを除く。）において、当該事業の用に供するため法第六十一条の規定により売り渡された土地等の権利を取得するときは、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

2 前項本文の場合には第一条の二第二項から第四項までの規定を、前項ただし書の場合には第一条の七第三項の規定を準用する。

（売り渡した土地等の権利移動で農林水産大臣の許可を要しないもの）
第十三条の三 法第七十三条第一項の政令で定める要件は、第一条の十六に規定する要件とする。

（道路等の譲受申込み）

第十三条の四 法第七十四条の二第二項の申込みは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した譲受申込書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合には、第一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「当該申請書に意見を付して、」とあるのは、「当該譲受申込書を」と読み替えるものとする。

（開発に関する制限規定の適用除外）

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

第十四条 法第七十五条の政令で定める制限又は禁止の規定は、左に掲げるものとする。

一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十七条第一項、第十五条第一項及び第五十七条第一項

二 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条（同法第三条で準用する場合を含む。）

三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項、第二十六条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項後段

四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二百二十五条及び第二百二十八条

五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条（同法第四十四条で準用する場合を含む。）

六 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第八条第一項

（買収した土地等の管理）

第十五条 法第七十八条第一項の農林水産大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、同条第二項の規定により都道府県知事が行うこととする。

一 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利（農林水産大臣が法第八十条第一項の規定による売払い、所管換若しくは所属替をするため、又はその他の事由により自ら管理することを相当と認めてその旨を都道府県知事に通知したものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を次条に定める手続に従い貸し付けること。

〔削る。〕

二 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利の維持及び保存を行うこと。

三 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利についての国有財産台帳及び貸付簿を備え、これを保存し、及び整理すること。

2 都道府県知事は、法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在の額の報告書を作成し、農林水産省令で定める期日までに、これを農林水産大臣に送付しなければならない。

3 都道府県知事は、毎会計年度ごとに当該年度末及び翌年度末における法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利の見込現在の額の報告書を作成し、農林水産省令で定める期日までに、これを農林水産大臣に送付しなければならない。

4 農林水産大臣は、法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利の管理及び処分 of 適正を期するため必要があるときは、都道府県知事に対し、これらの財産について、その状況に関する資料又は報告を求めることができる。

(買収した土地等の貸付けの手続)

第十五条の二 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利（法第六十二条第一項の土地配分計画に定められたものを除く。）の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申込書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、耕作及び養畜の事業以外の事業に供するため開拓財産（法第五十五条第三項（法第五十八条第二項、

〔削る。〕

第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。

（の規定に基づく請求により買収した立木及び工作物、法第五十六条第一項の規定により買収した公有水面の埋立てをする権利及び当該公有水面の埋立てをする権利に基づいて造成した埋立地、法第五十九条第一項の規定により買収した土地及び立木並びに法第六十一条各号に掲げる土地、立木、工作物及び権利（同条第四号に掲げる土地等のうち農地又は採草放牧地であつて法第三十六条第一項の規定により農林水産大臣の定めるものを除く。）をいう。次条において同じ。）の貸付けを受けようとする者にあつては、農業委員会を経由することを要しない。

2 都道府県知事は、前項の申込書の提出があつた場合において、農林水産省令で定める基準に従い貸付けを相当と認めるときは、その申込みをした者に対し、農林水産省令で定める事項を記載した貸付通知書を交付するものとする。

3 第一項本文の場合には、第一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「当該申請書に意見を付して」とあるのは、「当該申込書を」と読み替えるものとする。

（買収した土地等についての国有財産台帳等）

第三十六条 法第四十五条第一項の土地、立木、工作物又は権利についての国有財産台帳及び貸付簿は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成するものとする。

〔削る。〕

（買収した土地等についての国有財産台帳等）

第十五条の三 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利についての国有財産台帳及び貸付簿は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成するものとする。

2 農業委員会は、法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利で開拓財産以外のものについて、国有財産整理簿を土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成するものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の国有財産台帳及び貸付簿の記載事項その他これらの作成に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(農業上の利用の増進の目的に供しない土地等の認定)

第三十七条 農林水産大臣は、次に掲げる土地等につき法第四十七条の認定をすることができる。

〔削る。〕

3 前二項に定めるもののほか、第一項の国有財産台帳及び貸付簿並びに前項の国有財産整理簿の記載事項その他これらの作成に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(売り払うべき土地等の認定)

第十六条 農林水産大臣は、次に掲げる土地等につき法第八十条第一項の認定をすることができる。

一 昭和二十四年七月一日までに旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号。以下「旧措置法」という。)第三十条第一項の規定による買収又は同法第四十一条第一項第三号の規定による決定があつた土地で昭和二十八年三月三十一日までに法第六十二条第二項の規定による土地配分計画が作成される見込みがなく、又第四条及び第五条の基準に該当しないことが明らかなもの並びにその土地の上にある立木及び工作物

一の一 昭和二十四年七月一日までに旧措置法第三十条第一項の規定による買収又は同法第四十一条第一項第三号の規定による決定があつた土地で、昭和三十六年三月三十一日までに法第六十二条第三項の規定による公示がされる見込みがないか又はされなかつたもの(同日までにその地区に係る建設工事が着手されたか又は着手される見込みがある地区内の土地を除く。)並びにその土地の上にある立木及び工作物

二 法第六十一条に掲げる土地等でその地区に係る法第六十二条第一項の土地配分計画に定められなかつたもの

三 法第五十五条第三項(法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)若しくは第五十八条第一

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

一 (略)

〔削る。〕

二 (略)

三 其他土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等

2 農林水産大臣は、前項第三号に掲げる土地等につき法第四十七条の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

〔削る。〕

〔削る。〕

項又は旧措置法第三十三条第二項（同法第三十七条第二項で準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第一項の規定に基づく請求により買収した土地等

四 (略)

五 法第四条第一項第五号に規定する市街化区域内にある土地等又は市街地の区域内若しくは市街地化の傾向が著しい区域内にあるその他の土地等

六 (略)

七 其他自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等

2 農林水産大臣は、前項第七号に掲げる土地等につき法第八十条第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見をきかなければならない。

（買収前の所有者等への売払）

第十七条 法第八十条第一項の規定による認定をした土地等が法第九条、第十四条又は第四十四条の規定により買収したものであるときは、次条第二号及び第三号の場合を除き、その買収前の所有者又はその一般承継人に通知しなければならない。この場合において、通知することができるときは、その旨を公告して通知に代えることができる。

第十八条 法第八十条第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その土地等の買収前の所有者又はその一般承継人が買受けを希望し

ない旨を申し出た場合又は前条の通知若しくは公告をした日から起算して三箇月以内に買受けの申込みをしない場合

二 その土地等が旧措置法第二十八条第一項（同条第五項、同法第二十九条第二項及び第四十一条第四項で準用する場合を含む。）の規定による買取り、同法第三十三条第二項又は第三十六条第一項の規定に基づく請求による買収及び旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）第二条第一項第三号の規定による譲渡によつて取得されたものである場合

三 その土地の買収前の所有者が法第六十九条第一項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）又は旧措置法第四十一条の第三項の規定により代地の売渡しを受けている場合

（損失の補償）

第十九条 法第八十二条第五項の規定による損失の補償は、次に掲げる処分以外の処分に係るものにあつては国が、次に掲げる処分に係るものにあつては都道府県が行う。

一・二 （略）

三 法第八十三条の二の規定による都道府県知事の処分（前二号に掲げる処分に係るものに限る。）

（違反転用者等に対する処分又は命令）

第二十条 法第八十三条の二の規定による処分又は命令は、法第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に付した条件に違反して

（損失の補償）

第三十八条 法第四十九条第五項の規定による損失の補償は、次に掲げる処分以外の処分に係るものにあつては国が、次に掲げる処分に係るものにあつては都道府県が行う。

一・二 （略）

三 法第五十一条第一項及び第三項の規定による都道府県知事の処分（前二号に掲げる処分に係るものに限る。）

（違反転用者等に対する処分又は命令）

第三十九条 法第五十一条第一項の規定による処分又は命令は、法第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者及びその

者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人並びに偽りその他不正の手段によりこれらの許可を受けた者に対してはその許可をした農林水産大臣又は都道府県知事が、その他の者に対しては都道府県知事がするものとする。

(農業委員会に関する特例)

第四十条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村についてのこの政令(第三十一条及び第三十三条を除く。以下この項において同じ。)の適用については、この政令中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

2 (略)

(特別区等の特例)

第四十一条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市(農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区)ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。)にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

[削る。]

いる者及びその者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人並びに偽りその他不正の手段によりこれらの許可を受けた者に対してはその許可をした農林水産大臣又は都道府県知事が、その他の者に対しては都道府県知事がするものとする。

(農業委員会に関する特例)

第二十一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村についてのこの政令(第三条の九及び第三条の十一を除く。以下この項において同じ。)の適用については、この政令中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

2 (略)

(特別区等の特例)

第二十二条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区)ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この政令」とあるのは、「この政令(第一条の二第一項及び前条を除く。)」とする。

(事務の区分)

第四十二条 この政令の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条第二項(第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項)において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

二 第七条第二項において準用する第三条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

三 第七条第三項(第十五条第二項)において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

四 第十五条第二項において準用する第三条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号

(事務の区分)

第二十三条 この政令の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第一条の二第二項(第一条の七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項及び第十三条の二第二項)において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

二 第一条の七第二項において準用する第一条の二第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

三 第一条の七第三項(第一条の十五第二項及び第十三条の二第二項)において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

四 第一条の十五第二項において準用する第一条の二第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号

法定受託事務とする。

一 第七条第二項において準用する第三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

二 第九条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

三 第十五条第二項において準用する第三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

四 第十七条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

〔削る。〕

法定受託事務とする。

一 第一条の七第二項において準用する第一条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

二 第一条の九第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

三 第一条の十五第二項において準用する第一条の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

四 第一条の十七第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

附録第一

$$P \left[\frac{m-n}{n} \right] Q$$

Pは、推定再築造費

mは、耐用年数

nは、経過年数

〔削る。〕

Qは、築造費又は取得費のうち所有者が負担した部分の割合

附録第二

$$f \left[\frac{A}{1+ir} - B \right] X$$

fは、その樹種の推定利用率

Aは、素材（薪炭用の竹木にあつては、薪炭材）の最寄市場における単位材積当りの価格

1は、伐採事業の投下資本の推定回収期間

rは、伐採事業の推定総資本月収益率

Bは、素材（薪炭用の竹木にあつては、薪炭材）の単位材積当りの伐採事業費

Xは、幹材積（薪炭林にあつては、材積）

〔削る。〕

附録第三

$$D_1 \times (1+P)^m + D_2 \times (1+P)^{m-1} \dots + D_m \times (1+P)$$

mは、現在林齢

$D_1 \dots D_m$ は、それぞれ植栽してから現在までの毎年の造林費を時価に換算した額

Pは、次の算式から求められるその竹木の収益率

$$E_n = D_1 \times (1+P)^n + D_2 \times (1+P)^{n-1} \dots + D_n \times (1+P)$$

E_n は、伐期におけるその竹木の推定価格

nは、伐期

$D_1 \dots D_n$ は、それぞれ植栽してから現在までの毎年の造林費を時価

に換算した額又は現在から伐期までの毎年の推定造林費

改正後	改正前
<p>（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）</p> <p>第二条の二 法第十八条第二項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける当該農業生産法人の組合員、社員又は株主</p> <p>二 次条第一号から第四号までに掲げる場合及び同条第五号の農林水産省令で定める場合において利用権の設定等を受ける者</p> <p>（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）</p> <p>第三条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合で同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第六条第二項第</u></p>	<p>（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）</p> <p>第三条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合で同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第一条の六第一</u></p>

一号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合

四 農地法施行令第六條第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合

五 (略)

(特定農業団体の要件)

第五條 法第二十三條第四項の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業経営を営む法人となることに関する計画であつて、農林水産省令で定める基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確實と見込まれること。

三 (略)

(農用地利用規程の認定の取消しの事由)

第七條 法第二十四條第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第六條第六項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第二十四條第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出が

項第三号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合

四 農地法施行令第一條の六第一項第四号の二に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合

五 (略)

(特定農業団体の要件)

第五條 法第二十三條第四項の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であつて、農林水産省令で定める基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確實と見込まれること。

三 (略)

(農用地利用規程の認定の取消しの事由)

第七條 法第二十三條の二第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第六條第六項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第二十三條の二第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届

あつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。

〔削る。〕

第八条・第九条（略）

別表第一（第三条関係）

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）	法第十八条第三項第二号に掲げる要件
木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の

出があつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について法第二十三条の二第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更）に該当する場合を除く。）。

（措置命令の対象となる事由）

第八条 法第二十七条の十二第一項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育
- 二 地割れ
- 三 土壌の汚染

第九条・第十条（略）

別表第一（第三条関係）

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）	法第十八条第三項第二号及びハに掲げる要件
木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目	法第十八条第三項第二号ハに掲げる要件

的に供される土地	(略)
事業を行うことができると認められること。	(略)

別表第二(第九条関係)
(表略)

的に供される土地	(略)
	(略)

別表第二(第十条関係)
(表略)

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>（略）</p>	<p>第九十九条第六項、第一百条第二項、第一百二条、第一百三条第一項から第三項まで、第四百一条第一項、第四百七条及び第四百九条</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第九十九条第六項、第一百条第二項、第一百二条、第一百三条第一項から第三項まで、第四百一条第一項、第四百七条、第四百九条及び第四百十条第一項</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>農用地</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>農用地</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>土地</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>土地</p>	<p>（略）</p>
<p>（集团的に存在する農用地の規模） 第五条 法第十条第三項第一号の政令で定める規模は、十ヘクタールとする。 （読替規定） 第十二条 法第十三条の五の規定により土地改良法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>					
<p>（集团的に存在する農用地の規模） 第五条 法第十条第三項第一号の政令で定める規模は、二十ヘクタールとする。 （読替規定） 第十二条 法第十三条の五の規定により土地改良法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>					

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、農地法（以下「法」という。）第十三条の規定による不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めるものとする。</p>	<p>（登記の嘱託）</p> <p>第一条 都道府県知事は、次に掲げる登記を登記所に嘱託することができる。</p> <p>一 農地法（以下「法」という。）第九条第一項若しくは第二項、第十四条第一項（法第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十五条の三第一項若しくは第二項、第十六条第一項、第四十四条第一項、第五十五条第三項（法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第七十二条第一項の規定による不動産の買収をした場合における所有権の移転の登記</p> <p>二 法第四十四条第一項第二号の規定による土地に関する権利の買収をした場合における消滅した権利の登記の抹消</p> <p>三 法第三十六条、第六十一条、第六十九条第一項若しくは第七十条第一項の規定による不動産の売渡しをした場合又は法第七十四条の第二項の規定による不動産の譲与をした場合における所有権の移転の登記</p> <p>（買収による所有権の移転の登記）</p>

〔削る。〕

〔買収による所有権の移転の登記〕

第二条 農林水産大臣が法第七条第一項又は第十二条第一項の規定による買収をした場合における不動産の所有権の移転の登記の嘱託をするときは、買収令書の内容及び対価の支払又は供託があつたことを証する情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。この場合において、不動産登記法第百十六条第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

〔削る。〕

〔削る。〕

第二条 前条第一号に規定する登記においては、登記原因として同号に規定する規定のうちいずれの規定により買収したかの別を登記事項とする。

2 前項の登記の嘱託をする場合に登記所に提供しなければならない嘱託情報の内容とする登記原因は、同項に規定する事項とする。

3 第一項の登記の嘱託をする場合において、買収当時の所有者が登記義務者と同一人でないときに登記所に提供しなければならない嘱託情報の内容は、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、当該所有者の氏名又は名称及び住所とする。

第三条 前条第一項の登記の嘱託をする場合には、買収令書の内容及び対価の支払又は供託があつたことを証する情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

2 前項の登記の嘱託をする場合には、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十六条第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

3 前条第三項に規定する場合において、第一項の登記の嘱託をするときは、登記義務者の同意を証する当該登記義務者が作成した情報又は当該登記義務者に対抗することができる裁判があつたことを証する情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

第三条 前条の登記の嘱託をする場合において、買収当時の所有者が登記義務者と同一人でないときは、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、当該所有者の氏名又は名称及び住所を嘱託情報の内容とし、かつ、登記義務者の同意を証する当該登記義務者が作成した情報又は当該登記義務者に対抗することができるとの裁判があつたことを証する情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならぬ。

第四条 第二条の登記の嘱託については、不動産登記法第十六条第二項の規定にかかわらず、同法第二十五条第七号の規定を準用しない。

第五条 第二条の登記の嘱託があつた場合において、法第十一条第一項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により消滅した権利の登記があるときは、登記官は、職権で、その登記を抹消しなければならぬ。

〔削る。〕

第四条 第二条第一項の登記の嘱託については、不動産登記法第十六条第二項の規定にかかわらず、同法第二十五条第七号の規定を準用しない。

第五条 第二条第一項の登記の嘱託があつた場合において、法第十三条第一項（法第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項（法第五十五条第四項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により消滅した権利の登記があるときは、登記官は、職権で、その登記を抹消しなければならない。

（買収した権利の登記の抹消）

第六条 第一条第二号に規定する登記の抹消の嘱託をする場合には、不動産登記法第十六条第二項において準用する同法第六十八条の規定にかかわらず、同条の第三者の承諾があることを要しない。

2 前項の登記の抹消の嘱託については、第二条から第四条までの規定を準用する。

(買収不動産の所有権の保存の登記)

第六条 第二条に規定する買収をした不動産が所有権の登記がないものであるときは、不動産登記法第十六条第二項において準用する同法第七十四条第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、国を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存の登記の嘱託をすることができる。

2・3 (略)

(代位登記)

第七条 農林水産大臣は、第二条の登記又は前条第一項の登記の嘱託をする場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わつて嘱託することができる。

一 三 (略)

(代位登記の登記識別情報)

第八条 (略)

〔削る。〕

(買収不動産の所有権の保存の登記)

第七条 第一条第一号に規定する買収をした不動産が所有権の登記がないものであるときは、不動産登記法第十六条第二項において準用する同法第七十四条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事は、国を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存の登記の嘱託をすることができる。

2・3 (略)

(代位登記)

第八条 都道府県知事は、第二条第一項の登記、第六条第一項の登記の抹消又は前条第一項の登記の嘱託をする場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わつて嘱託することができる。

一 三 (略)

(代位登記の登記識別情報)

第九条 (略)

(地役権の設定の登記)

第十条 法第五十四条第二項(法第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により地役権が設定されたものとみなされた場合における当該権利の設定の登記は、登記権利者の請求により、都道府県知事が嘱託しなければならない。

(売渡し等による所有権の移転の登記の添付情報)

〔削る。〕

第十一条 第一条第三号に規定する登記の嘱託をする場合には、売渡通知書又は譲与通知書の内容を証する情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

〔削る。〕

（売渡不動産等の所有権の保存の登記）

第十二条 第一条第三号に規定する売渡し又は譲与をした不動産が所有権の登記がないものであるときは、不動産登記法第十六条第二項において準用する同法第七十四条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事は、その売渡し又は譲与を受けた者を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存の登記の嘱託をすることができる。

2 前項の登記の嘱託をする場合には、売渡通知書又は譲与通知書の内容を証する情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

3 不動産登記令第七条第一項第六号（同令別表の二十八の項添付情報欄ホからチまでに係る部分に限る。）の規定は表題登記がない不動産について第一項の登記を嘱託する場合について、不動産登記法第七十五条の規定は当該嘱託があつた場合において所有権の保存の登記をする場合について、それぞれ準用する。

（売渡し等をすべき不動産についてする登記の嘱託）

第十三条 都道府県知事は、第一条第三号に規定する売渡し又は譲与をすべき不動産について、次に掲げる登記を嘱託することができる。

- 一 不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記
- 二 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記

〔削る。〕

〔削る。〕

第九條
(略)

2 前項の登記の嘱託をする場合には、不動産登記令第三条各号に掲げる事項のほか、同項の規定により登記の嘱託をする旨を嘱託情報の内容とする。

(国有地の登記の抹消)

第十四條 都道府県知事は、国が表題部所有者又は所有権の登記名義人である土地につき、第一条第三号に規定する売渡し又は譲与をするため必要があるときは、その土地の表題部の登記の抹消を嘱託することができる。ただし、その土地の登記記録に所有権の登記以外の権利に関する登記があるときは、この限りでない。

(法務省令への委任)

第十五條 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。ただし、第一条中農地法施行令第一条の十一第一号及び第一条の十九第一号の改正規定、第三条中農業振興地域の整備に関する法律施行令第五条の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十二年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法の施行前にした改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第二十七条の十二第一項の規定による命令に関し改正法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 改正法附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第二十条の規定による廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）第四条第一項の規定の適用については、同項第二号口中「通知又は公告」とあるのは「公告」と、「三箇月」とあるのは

「六箇月」とする。

第四条 附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行前にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請であつて、当該改正規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の農地法施行令第十一条第一号及び第十九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 改正法附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一条の規定による改正前の農地法施行令第十六条から第十八条までの規定の適用については、同令第十六条第一項第七号中「自作農の創設又は土地」とあるのは「土地」と、同令第十七条中「買収前の所有者又はその一般承継人に通知しなければならぬ」とあるのは「通知することができないときは、その旨を公告して通知に代えることができる」とあるのは「土地等の売払いを行う旨、その土地等の所在、地番、地目及び面積、買収前の所有者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公告し、かつ、その公告をした旨を買収前の所有者又はその一般承継人であつて知れているものに通知しなければならない」と、同令第十八条第一号中「通知若しくは公告」とあるのは「公告」と、「三箇月」とあるのは「六箇月」とする。

第六条 この政令の施行前に第四条の規定による改正前の農地法による不動産登記に関する政令第一条各号に規定する買収、売渡し又は譲与をした場合及び改正法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第七十二条の規定による買収をした場合における登記については、なお従前の例による。

（農地対価等徴収令及び国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令の廃止）

第七条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 農地対価等徴収令（昭和二十七年政令第四百八十二号）

二 国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令（昭和四十六年政令第五百五十七号）

（地方自治法施行令の一部改正）

第八条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の項中「第五十一条の三、第五十一条の五」を「第五十一条の二」に改め、同表農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項中「第二十三条第二項各号」を「第四十二条第二項各号」に改め、同項第一号中「第一条の二第二項（第一条の

七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項及び第十三条の二第二項を「第三条第二項（第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項）に改め、同項第二号中「第一条の七第二項」を「第七条第二項」に、「第一条の二第四項」を「第三条第四項」に改め、同項第三号中「第一条の七第三項（第一条の十五第二項及び第十三条の二第二項）を「第七条第三項（第十五条第二項）に改め、同項第四号中「第一条の十五第二項」を「第十五条第二項」に、「第一条の二第四項」を「第三条第四項」に改め、同表農地対価等徴収令（昭和二十七年政令第四百八十二号）の項を削り、同表独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の項中「第二十七条第二項」を「第二十七条」に改める。

別表第二農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項第一号中「第一条の七第二項」を「第七条第二項」に、「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同項第二号中「第一条の九第二項」を「第九条第二項」に改め、同項第三号中「第一条の十五第二項」を「第十五条第二項」に、「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同項第四号中「第一条の十七第二項」を「第十七条第二項」に改める。

(国有財産法施行令の一部改正)

第九条 国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イからハまでの規定中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同項第二号中「第九十四条の九若しくは」を「第九十四条の九又は」に改め、「又は農地法第七十八条第二項若しくは農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第十五条第一項」を削る。

(地方財政法施行令の一部改正)

第十条 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第四号を削り、同条第五号中「第二十条」を「第十八条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号を削る。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 改正法附則第四条第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における前条の規定による改正前の地方財政法施行令附則第十七条第六号に規定する農業委員会の承認又は裁定に

要する経費及び同条第七号に規定する都道府県知事の許可に要する経費については、なお従前の例による。

(土地改良法施行令の一部改正)

第十二条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の七の見出し中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同条中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「同じ。」の下に「又は農地利用集積円滑化団体(同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十一条から第五十一条の三までを削り、第五十一条の四を第五十一条とし、第五十一条の五を第五十一条の二とする。

第五十二条第一項中「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同項第一号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同項第二号中「同項第三号イ」を「同項第二号イ」に改め、同号口中「又は第二号」を削り、同項第二号の二を次のように改める。

二の二 国営土地改良事業により生じた農業用排水施設の管理にあつては、当該事業に要する費用の

額の百分の四十五に相当する額

第五十二条第二項中「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「第八十七条の二第一項第二号」を「第八十七条の二第一項第一号」に改める。

第五十三条の四中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第七十二条の二（見出しを含む。）中「農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体」に改める。

第七十七条第五号中「（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 農地利用集積円滑化団体（市町村又は農業協同組合たる農地利用集積円滑化団体を除く。）

第七十八条第二項第十号中「第七号」を「第八号」に改める。

第八十条中「第五十一条の三、第五十一条の五」を「第五十一条の二」に改める。

附則第七項中「第二条第七項」を「（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に改める。

別表第一の三の項の（三）及び別表第二の二の項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

別表第三中「第八十七条の二第一項第三号イ」を「第八十七条の二第一項第二号イ」に改める。

別表第十五の五の項の(三)中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令(昭和二十五年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方税法施行令の一部改正)

第十四条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同条第二号中「行なう同項第二号」を「行う同項第一号」に改める。

(農業委員会等に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の表一の項の(二)中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正)

第十六条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「次に掲げる土地以外の」を「面積が十アール以上にわたる」に改め、「で面積が十アール以上にわたるもの」を削り、イ及びロを削る。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 開墾して農地とする目的で旧農地法第六十一条の規定により売り渡した土地についての酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定の適用については、前条の規定による改正後の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十八条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項第一号中「農業生産法人となることに関する」を削る。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第十九条 特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の前の見出し及び同条を削り、第十四条に見出しとして「（法第十条第一項の負担金の徴収）」を付し、同条を第十三条とし、第十四条の二を第十四条とする。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二十条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第十五号中「、第五条第一項及び第七十三条第一項」を「及び第五条第一項」に改める。

第三条第一項第十六号中「、第五条第一項、第四十九条及び第七十三条第一項」を「及び第五条第一項」に改め、同条第三項中「第五十一条第一項、」を「第五十一条第一項及び」に改め、「及び農地法第七十三条第一項」を削る。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 改正法附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧農地法

第七十三条第一項の規定に基づく土地等の処分の制限については、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行令第二条の五及び第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第二十二條 沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八條から第四十條までを次のように改める。

(農地法関係)

第三十八條 沖繩県の区域内にある土地に係る農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第二十

三條第一号の規定の適用については、同号中「農地法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二百二十六号)」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)」とする。

第三十九條及び第四十條 削除

(国土利用計画法施行令の一部改正)

第二十三條 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第七号中「又は同法第八十條第二項の規定により土地に関する権利を売り払う場合」を削る。

(国土利用計画法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 改正法附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農地法第八十条第二項の規定による売払いについては、前条の規定による改正後の国土利用計画法施行令第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(司法書士法施行令の一部改正)

第二十五条 司法書士法施行令(昭和五十三年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。」であつて、「を」を「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。第七号において同じ。」、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。))をいう。第八号において同じ。)であつて」に改め、同条第七号中「であつて、一般社団法人又は一般財団法人であるもの(農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合)」を削り、同条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業 農地利用集積円滑化団体（市町村であるものを除く。）

附則第二項中「第四条第十二号」を「第四条第十三号」に改める。

附則第三項中「第四条第十三号」を「第四条第十四号」に改める。

（司法書士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 前条の規定による改正後の司法書士法施行令第四条の規定の適用については、改正法附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により同項に規定する旧農地売買等事業を実施する同項に規定する旧市町村農地保有合理化法人であつて、一般社団法人又は一般財団法人であるものは同令第四条第一号及び第七号に定める農地保有合理化法人とみなし、農業協同組合であるものは同号に定める農地保有合理化法人とみなす。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第二十七条 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。」であつて、「を」を「第八条第一項に

規定する農地保有合理化法人をいう。第七号において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。第八号において同じ。）であつて」に改め、同条第七号中「であつて、一般社団法人又は一般財団法人であるもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）」を削り、同条第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業 農地利用集積円滑化団体（市町村であるものを除く。）

附則第二項中「第四条第十二号」を「第四条第十三号」に改める。

附則第三項中「第四条第十三号」を「第四条第十四号」に改める。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 前条の規定による改正後の土地家屋調査士法施行令第四条の規定の適用については、改正法附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により同項に規定する旧農地売買等事業を実施する同項に規

定する旧市町村農地保有合理化法人であつて、一般社団法人又は一般財団法人であるものは同令第四条第一号及び第七号に定める農地保有合理化法人とみなし、農業協同組合であるものは同号に定める農地保有合理化法人とみなす。

(農住組合法施行令の一部改正)

第二十九条 農住組合法施行令(昭和五十六年政令第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条の表第九十九条第六項、第一百一条第二項、第一百二条、第一百三条第一項から第三項まで、第一百四条第一項、第一百七条、第一百九条及び第一百十条第一項の項中「、第一百九条及び第一百十条第一項」を「及び第一百九条」に改め、同表第一百八条第一項の項中「農地保有合理化法人」の下に「、農地利用集積円滑化団体」を加える。

(湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正)

第三十条 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和六十年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号及び第九条第三号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に、「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第六号」に改める。

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令の一部改正)

第三十一条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令(平成元年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第二項に規定する小作地」を「所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているもの」に改める。

(市民農園整備促進法施行令の一部改正)

第三十二条 市民農園整備促進法施行令(平成二年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表第九十九条第六項、第一百一条第二項、第一百二条、第一百三条第一項から第三項まで、第一百四十一条、第一百七条、第一百九条及び第一百十条第一項の項中「、第一百九条及び第一百十条第一項」を「及び第一百九条」に改める。

第四条第二号中「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第二項に規定する小作地」を「所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているもの」に改める。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第三十三条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第十九号中「、第五条第一項及び第七十三条第一項」を「及び第五条第一項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 改正法附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧農地法

第七十三条第一項の規定に基づく土地等の処分の制限については、前条の規定による改正後の不動産特定共同事業法施行令第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十五条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第三項第二号中「第二条第七項第二号ニ」を「第二条第三項第二号ニ」に改める。

（種苗法施行令の一部改正）

第三十六条 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第三十七条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項を削り、同条第二項中「、次の式により算出した額を、前項に規定する者を含む法第二十四条第一項の流水をかんがいの用に供する者が負担するものと仮定した場合において、当該流水をかんがいの用に供する者が負担することとなる金額に相当する額及びその額に対応する利息の額とし、その額の算定は」を削り、「都道府県知事が行うもの」を「次の式により算出した額を都道府県知事が配分した金額及びその金額に対応する利息の額」に改め、同項を同条とする。

第五十九条及び附則第十二条中「第二十七条第二項」を「第二十七条」に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正)

第三十八条 独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成十五年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号二中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二十七条第一項」を「

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十条第三項第一号に該当し、同項」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 この政令の施行前に改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第二十七条第一項の規定による農業委員会の指導を受けた者についての特例付加年金の支給停止については、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法施行令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第三項中「第二条第七項に」を「第二条第三項に」に改め、同項第三号中「第二条第七項第二号ニ」を「第二条第三項第二号ニ」に改め、同号イ(1)及びロ(1)中「第二条第七項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、同号ロ(1)(i)中「同条第七項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同条第五項第三号中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四十一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第三号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「のうち農業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号口に規定する法人」を削る。

（旧農業者年金基金法施行令の一部改正）

第四十二条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号を次のように改める。

四 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う法人

第八条第七号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

（旧農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第四十三条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部を次のように改正する。

附則第七条第三号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

附則第十四条第三号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）」を加える。

（旧独立行政法人緑資源機構法施行令の一部改正）

第四十四条 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表第一百八条第五項の項中「若しくは農地保有合理化法人」を「、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改める。

